

第118号議案

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「法第19条第1号」を「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第35条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>認定こども園及び幼稚園</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「<u>法第19条第1号</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号</u>」と、「<u>利用している同号</u>」とあるのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「<u>当該特定教育・保育施設の同号</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育施設の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第35条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>法第19条第1号</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号</u>」と、「<u>利用している同号</u>」とあるのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「<u>当該特定教育・保育施設の同号</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育施設の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」とする。</p>